

## 保育案内人について

### 1 趣旨

区役所・支所において、保育所等に関する情報提供、相談など個々のニーズに即したきめ細やかな対応を専門的に行う嘱託職員として保育案内人（ほいくあんないびと）を配置している。

### 2 主な業務内容

- 区役所窓口等ににおける保育サービスに関する相談や案内
- 保育利用申込書の記載方法等の案内
- 保育所等利用保留児童及び保護者の状況把握（アフターフォロー）や相談記録の作成
- 多様な保育サービス等に関する情報収集や情報提供
- 地域の子育てサロン等への出張相談

### 3 経過

- 平成24年6月より、8区（千種、北、西、昭和、中川、守山、緑、名東）に保育所等に関する情報提供、相談など個々のニーズに即したきめ細やかな対応を専門的に行う保育案内人を配置した。
- 平成25年7月には新たに8人を追加し、全16区に保育案内人を配置。さらに平成27年4月には6人を追加し、全6支所に配置した。

平成29年2月 西川ひさし議員個人質問

（質問主旨）待機児童世帯を、保育所や多様な保育サービスにつなげることが、真の待機児童対策。少なくとも、いつ行っても相談に適切に対応できる体制を整備確立するため、保育案内人の体制強化が必要ではないか。

（答弁趣旨）相談者にとって、より適切な相談対応ができるような体制づくりについても早急に検討していく。

- 平成30年7月には、4人（千種、港、緑、天白）を追加し、4区において複数配置し、子育て世帯の多く集まる子育てサロン等への出張相談を実施するとともに、区役所開庁時間中の窓口体制を確保している。
- さらに、平成31年7月には、4人（東、北、瑞穂、守山）を追加し、8区において複数配置となる予定。

# 障害児いこいの家について

## 1 趣旨

在宅の障害児とその保護者に早期療育や相互交流の場を提供し、保健師による母親教室、療育機関から派遣される専門職員による療育相談を定期的に行うことにより、障害児の家庭の福祉の向上を図るもの。

## 2 事業内容

言葉の遅れや心身の発達の遅れの心配のある子ども等を対象に、療育活動を通じて親子の関係づくりを行うとともに、保護者には共通の不安や悩みを語り合ったり情報交換や仲間づくりの場を提供する。

## 3 経過

- 平成 27 年度以前 5 か所で実施
- 平成 27 年 10 月から 28 年度にかけ、事業拡充に向けたモデル事業実施

平成 28 年 9 月 西川ひさし議員議案外質問

(質問要旨) 子どもの発達に不安を抱える保護者に対して、不安を取り除くための具体的な検討の方向性についてお答えいただきたい。

(答弁要旨) 「いこいの家事業」の地域的偏在を解消し、全市にバランス良く配置できるように検討してまいりたい。

- 拡充する方向を打ち出し、平成 29 年 8 月より、4 か所（中村、中川、緑、天白）、12 月より 2 か所（瑞穂、港）において新たに事業開始（計 11 か所）
- 平成 30 年 8 月より、1 か所（南）において新たに事業開始（計 12 か所）
- 平成 31 年 8 月より、2 か所において新たに事業開始予定（計 14 か所）